

愛知地方最低賃金審議会
第4回愛知県最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和6年8月2日(金) 午後3時30分～午後4時40分

場 所 桜華会館 2階 梅の間

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山部会長、長谷川部会長代理、水野委員

(労 働 者 代 表 委 員) 寺田委員、松村委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、古閑委員

(事 務 局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、
名倉課長補佐、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、
久保賃金調査員

議 題 (1) 令和6年度愛知県最低賃金の改正について

(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

各側委員がお揃いになりましたので、事務局より御案内申し上げます。

本日の専門部会は公開となっておりますので、冒頭の撮影が予定されております。冒頭の撮影終了後に開会となりますのでよろしくお願いいたします。それでは、撮影を可能といたしますので撮影される方はお願いします。

(冒 頭 撮 影)

○佐藤賃金指導官

それでは撮影が終了しましたので、本日お配りしている資料について御説明をさせていただきます。次第と配席図の他にですね、中央最低審議会による答申文と愛知労働局版の業務改善助成金のリーフレットをお配りしております。御確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山徳良部会長にお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○中山部会長

皆さんこんにちは。

ただ今より、第4回愛知県最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について報告してください。

○佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、3名全員の御出席、労働者代表委員は、安藤委員が欠席され、2名の御出席、使用者代表委員は、堀江委員が欠席され、2名の御出席となっております。委員定数9名のうち7名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしていることを御報告申し上げます。

○中山部会長

ありがとうございます。

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしている旨の報告がございました。それでは、議題に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「令和6年度愛知県最低賃金の改正について」です。

それでは、一昨日の審議を踏まえまして、改めて労使のお考えを伺いますけれども、前回、一昨日につきましては、労働者側は連合の春闘の結果、あとは関東圏への流出ということによりまして54円の引上げという主張をされております。使用者側は、経済状況等に鑑みまして目安額でも中々厳しい状況であるという御主張であったと思います。

それを踏まえまして、公益から更なる歩み寄りをお願いしたところで終わっておりますので、それを踏まえましてそれぞれ御意見を伺いたしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

労働者側としましては、これまでの考え方と変わっておりませんのでよろしくお願いいたします。

○中山部会長

前回の主張と同じように、先ほど私が申し上げた二つの理由より54円ということですね。はい、ありがとうございます。

続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。

○梶原委員

使用者側の現時点での考えでございますけれども、前回と変わらずこのような厳しい状況に変わりないということで、目安額の 50 円もちょっと厳しいのではとないかというふうに考えております。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

ただ今、労使双方から考えを伺いましたけれども、一昨日と同じ状況にまだあるということになりますので、本専門部会については、一旦休会とさせていただきます、控室で打ち合わせを行いたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(労使に確認)

○中山部会長

はい、ということになりますので、一旦休会といたします。

(休 会)

(再 開)

○中山部会長

お持たせいたしました、専門部会を再開いたします。

個別の打合わせの結果も踏まえまして、最終的な御意見を労使双方からお伺いしたいと思います。

まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○寺田委員

打合せありがとうございました。

打合せの結果をお伝えさせていただきます。まず、結論から申し上げさせていただきますと思います。

我々労働者側としては、50円というところにつきましては、これからも反対の表明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○中山部会長

54円（が主張ではありませんか）。

○寺田委員

すみません、54円で申し上げさせていただきます。

これまで申し上げてきたとおり、我々の春闘結果、物価上昇、実質賃金等の経済状況を勘案すると関東圏との格差是正と人流防止、愛知の魅力向上、愛知に住んでよかったと思えるようには、54円というところを強く主張させていただきました。

またですね、意見書でもいただいた御意見や想いも考慮しながらの議論に臨んでまいりましたので、私たちの主張は54円のまま変わらないということであります。あとですね、価格転嫁につきましても私たちですね、最低賃金を上げるだけではなく価格転嫁、適正取引の課題、いわゆる年収の壁の課題などについても構造上や制度上の課題や問題もセットで解決していく必要があると私たちも考えております。

実効性のある取り組みが進むように労使取り組みを進めていくとともに、とりわけですね、年収の壁についてはですね、この制度によって労働時間を調整しその分を誰かがカバーしないといけないという状況になりかねないということがありますので、その制度自体の是正を政府に求めていきたいと考えております。そういった取り組みもしっかり進めていきたいと考えております。

最後にですね、議論につきましてはこれまで公益の皆様や使用者側の皆様と真摯な議論をさせていただいたことに、最後に感謝を申し上げたいと思います。また、運営いただいた事務局の皆さんにも感謝申し上げたいと思います。

あともう一点ですね、お伝えさせていただきたいと思います。審議日程についてでございます。まず審議日程についてですね。本年におきまして、急遽予備日を使用しての審議をさせていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。とりわけ使用者側代表の皆さんにはお応えをいただいてありがとうございます。また、公益の皆さん、事務局の皆さんにも感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。目指している発効日に向けたリミットになる日まで真摯に議論すべきではありますが、一方でですね、ここ愛知県は東海圏の中心でもあり、愛知の議論結果が良い意味でも悪い意味でも近隣県への議論に影響することは否定できないと考えております。私たちも本来の日程が提示された際に指摘できなかった点については大変申し訳なかったと反省しております。ですが、先ほど申しあげたとおり最後まで議論できるような審議日程に調整していただくよう事務局の皆さんにはお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中山部会長

ありがとうございました。当初の主張どおり、54円ということでそのままということになります。

続きまして、使用者代表委員からお願いいたします。

○梶原委員

使用者側につきましても、現状では先ほど申しあげた主張のとおりということになりますので、繰り返しますけれども厳しい経営状態というのはまだまだ改善すべき点が沢山あると、その道半ばである以上は54円という数字も大変大きな数字だと考えております。

○中山部会長

ありがとうございました。経営者側も当初の案ということでございます。

お互い、労使双方から、改めてお考えを伺いましたけれども、未だに隔たりがある状況でございます。公益委員として検討いたしましたけれども、これを埋めることができませんでしたため、公益委員案を示しまして、採決を行うこととしたいと思っております。公益委員案をお示しするのに少々時間がかかりますのでしばらくお待ちください。では準備をお願いいたします。

(公益案配付)

○中山部会長

はい、委員の皆様お手元にいったと思います。

では事務局から、公益委員案を読み上げてください。

○佐藤賃金指導官

いまお配りした公益委員案を、読み上げさせていただきます。

公益案

愛知県最低賃金 現行最低賃金額 時間額 1,027 円
時間額 引上額 50 円 引上率 4.87 パーセント
よって最低賃金額 1,077 円 となります。

○中山部会長

ありがとうございます。

公益委員案を示させていただきましたが、中賃で示されました目安額が妥当というふうに判断いたしました。

名古屋市の消費者物価指数は 2.8%の上昇なのですけれども、そのうち食料等については 4.87%程度の引上げ率になっております。ちょっと残念ながら、統計の関係上、中賃で示したような頻繁に買う品目の物価指数が出ないのですけれども、それと同等とは言いませんけれども、重要な食料品全体が 4.87%程度の引上げ率になっております。

また、愛知県が調べました春季賃上げ妥結状況につきまして平均賃上げ率は 4.8%というふうになっております。ただこの地区も含めてですけれども、小企業の価格転嫁の状況はまだまだという状況ではありますけれども、中賃の目安を斟酌いたしますと、労働者の生計費を注目する、重視するという話がありましたので、以上のことを鑑みますと引上げ額 50 円、引上げ率 4.87%は妥当であるということで公益案として示させていただきました。

この公益委員案について、これから採決に入りたいと思います。

事務局は、委員に用紙を配付してください。各委員は、配付された用紙に記入をお願いいたします。

(採決用紙配付)

○中山部会長

よろしいでしょうか、記入されましたか。それでは事務局は、用紙を回収してください。

(採決用紙回収)

○中山部会長

採決の結果がでたようですので、事務局は採決の結果を報告してください。

○佐藤賃金指導官

採決の結果を御報告いたします。

公益委員案に賛成の委員は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 0 名、使用者代表委員 2 名、合わせて合計 4 名です。

公益委員案に反対の委員は、公益代表委員 0 名、労働者代表委員 2 名、使用者代表委員 0 名、合わせて合計 2 名です。

○中山部会長

ありがとうございます。

もう一度採決の結果を申し上げます。

賛成は、公益 2 名、労働者側 0 名、使用者側 2 名、合計 4 名となります。

反対は、公益 0 名、労働者側 2 名、使用者側 0 名で合計 2 名というふうになりました。

以上のとおり、賛成多数と認めますので、公益委員案をもちまして専門部会の報告とさせていただきます。

ここで、労使何か意見があればお願いします。労働者側から何かあればお願いいたします。

○寺田委員

特にありません。

○中山部解消

使用者側いかがでしょうか。

○梶原委員

使用者側として一言。

○中山部会長

はい。

○梶原委員

使用者側といたしまして、公益案、目安どおりの 50 円引上げというようなことで賛成をさせていただいたところでございます。ただ、かねてより我々主張しております 50 円というのは非常に高い数字であるとういうような考えは変わっていないというところで、まあこういった高い数字がですね、中小、零細企業に及ばず影響というのは大ということもありますので、まあ今回賛成をさせていただきましたけれども、その賛成につきましては大変難しい判断であったと、苦渋の決断だったというようなことは御理解をいただきたいというふうに思います。

で、先ほど労働者側の委員もおっしゃっていましたが、中小企業、零細に対する支援、行政側からの支援というものは、引き続きこれからも更なる実効性の高い施策につきまして実行していただくというようなことをお願いしたいと考えております。

○中山部会長

ありがとうございました。

引き続き、本審への報告書（案）を審議いたしますので、事務局は用意してください。

なお、今回の愛知県最低賃金の改定額を審議する中でも話に出ましたけれども、成長と分配の好循環を早期に実現する持続的な賃金上昇に向けては、特に、中小・小規模企業に対して、官民が一体となって継続的に賃上げできる環境整備に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本日お配りしました、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あて答申文の記の4から8には政府への要望が記載されております。こうした点も踏まえまして、これからお示しします報告書（案）には、愛知労働局に対しまして、この答申文の記の4から8に留意しつつ、最低賃金・賃金引上げに向けた中小・小規模企業への支援の強化を要望する旨を記載したいと考えております。去年は別紙でしたけれども、今回は答申文の中に含めてしまうということで提案させていただこうと思っております。

それでは、報告書（案）をお示しするのに時間がかかりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

（ 報告書（案）配付 ）

○中山部会長

事務局から報告書（案）を読み上げてください。

○平井賃金課長

それでは読み上げます。

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県最低賃金専門部会

部会長 中山徳良

愛知県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和4年10月1日発効の愛知県最低賃金（時間額986円）は、令和4年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に伴い、県下の最低賃金制度を適正に運営するに当たっては、愛知労働局に対して、令和6年7月25日付け「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の記4ないし8に留意しつつ、最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等への支援の強化を要望する。

本件の審議に当たった当専門部会の委員は別紙3のとおりである。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,077円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和6年10月1日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 件名 | 愛知県最低賃金 |
| (2) 最低賃金額 | 時間額 986 円 |
| (3) 発効日 | 令和4年10月1日 |

2 生活保護費

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 比較対象者 | 18歳～19歳・単身世帯 |
| (2) 対象年度 | 令和4年度 |
| (3) 生活保護費(令和4度) | 生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,347円) |

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$986 \text{ 円(愛知県最低賃金)} \times 173.8 \text{(1 か月平均法定労働時間数)} \times 0.807 \text{(令和4年度可処分所得の総所得に対する割合)} = 138,293 \text{ 円}$

なお、別紙3の専門部会委員名簿については読み上げを省略させていただきます。

○中山部会長

ただ今の報告書(案)について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

○水野委員

質問ではないのですけど。

○中山部会長

はい。

○水野委員

別紙 2 の 2、ミスプリントだと思いますが、別紙 2 の 2 の生活保護費の(3)生活保護費のところ、令和 4 年度のところの年が抜けているので、これだけ加筆をいただきたいと思います。

○中山部会長

はい、お願いします。私からも確認しておいて何なのですけれども、今気が付きました。別紙 2 の 1.2.3 とあって、そのあとスペースを入れておいてもらえますか。1 最低賃金、2 生活保護費、3 生活保護費に係る施策との整合性についてと書いてありますが、前のページの別紙 1 はちゃんとスペースが入っていますが、後ろはスペースが入っていないので、入れておいていただけますでしょうか。

いま、その点だけちょっと修正させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員確認)

○中山部会長

それではまず、その記載はそうしていただいて、この報告書(案)に御賛同いただけるということでよろしいでしょうか。

(労使委員了承)

○中山部会長

ありがとうございます。

報告書(案)は専門部会で了承されましたので正本を作成し、当部会の報告内容として、8月5日開催の本審に報告することとします。

結審にあたりまして労働基準部長から御挨拶があります。お願いいたします。

○高橋労働基準部長

委員の皆様方におかれましては、非常にお暑い中、また御多忙の中、4回にわたる専門部会に御出席いただきまして、また熱心な御審議をいただきましてどうもありがとうございました。

御審議にあたりましては、当県におきます経済・雇用の実態を踏まえつつ、中央最低賃金審議会の公益委員見解の目安を参酌いただきながら、御審議いただいたところでございます。全会一致には至りませんでしたけれども、50円引上げの1,077円という結論に至っております。

今後につきましては、来週月曜日、8月5日に開催されます第516回愛知地方最低賃金審議会、こちらに舞台を移しまして御審議いただくこととなっておりますが、事務局としましては、10月1日発効に向けてしっかり対応していきたいと考えております。

また、報告書、あるいは先ほど労働者側の寺田委員、使用者側の梶原委員からもお話がございました最低賃金を始めとしました賃金の引上げに向けた中小、小規模企業への支援の強化、こういったものに関しまして求められておりますので当局におきましても、この課題に対してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

この観点でちょっと1点だけお時間をいただきまして、簡単にお話しさせていただきますが、本日お配りの最後の資料としまして、業務改善助成金というものがございます。案内リーフレットを御用意させていただいております。

この業務改善助成金というのは、この青い四角囲みの中で2段書き目のところでございますが、事業内で最も低い方の時間給を一定額以上引上げていただければ生産性向上に資する設備投資、例示でPOSレジシステムとか食洗機、リフト付き福祉車両を記載しておりますし、裏面を見ていただきますと、実際にこの助成金を活用して購入していただいたものを例示として記載させていただいております。このように設備投資などに要した費用の一部、最大600万円まで助成するものでございます。現在、管内の監督署とハローワークが本助成金の対象となる労働者を雇っている事業場を把握した場合に関しましては、本助成金の利用勧奨を行っているところでございます。

本年10月1日から最賃額が引き上がることに事になるわけですが、その前に本助成金を活用して事業場内の一番低い人の賃金を引上げていただければ、事業主さんにとってみれば多少の持ち出しは発生しますが、生産性向上に資する設備投資ができるわけでございますし、働く労働者の方にとってみれば、最賃の発行を待たずして賃金が上がるわけでございます。いわばウインウインの関係になると思っております。

先ほどもお話申し上げましたが、今私ども局、署一丸となってこの助成金の利用勧奨を行っているところでございますが、是非使用者側の方々、労働者側の方々も本助成金の活用促進を図っていただけると非常にありがたいと思っております。

最後になりますが、本当に皆様方、長期にわたる御議論どうもありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○中山部会長

それでは最後になりますが、議題（２）「その他」に入ります。労使各側から、何かございますでしょうか。

（ 特になし ）

○中山部会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡がありますでしょうか。

○鈴木主任賃金指導官

事務局より御連絡申しあげます。

先ほど部長から話をさせていただきましたように、第 516 回愛知地方最低賃金審議会が、8月5日（月）午前10時から、会場は名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室で開催されますので、出席のほどよろしくお願ひいたします。

○中山部会長

はい、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。皆様方の真摯な御議論によりまして、本日専門部会報告を取りまとめることができました。全会一致には至りませんでしたけれども、皆様の御協力に部会長として心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回愛知県最低賃金専門部会を閉会といたします。本日は、お疲れさまでした。

○佐藤賃金指導官

事務局として御案内します。

正本では御指摘部分、御助言部分を反映して作成させていただくことをお伝えしたいと思います。今回、案ですね、ホッチキスを慌てて留めましたので針の部分がちょっと出ている場合がありますので注意してお持ち帰りください。

これをもって第4回愛知県最低賃金専門部会は終了したいと思います。お疲れさまでし

た、ありがとうございました。

(令和6年8月2日)愛知地方最低賃金審議会第4回専門部会 議事録